

令和5年度第3回交野市公用車広告募集要項

交野市では、新たな自主財源確保と地域経済（地元企業等）の活性化のため、交野市が取り扱う公用車（以下「公用車」という。）へ、広告掲載を行う事業者を募集します。

なお、申込みにあたっては、本募集要項のほか、「交野市有料広告の取り扱いに関する要綱」（以下、「要綱」という。）および「交野市公用車広告掲載に関する基準」（以下、「基準」という。）をよく読み、内容をご理解頂いたうえで手続きを行って下さい。

1. 応募資格

次の（１）、（２）のすべてを満たす者に限ります。

- （１） 大阪府内に事業所、店舗等を有する個人または法人並びに団体
※市が直接広告主を募集するため、広告代理店は応募できません
※団体とは、地域産業、商店街、市場、専門店等の連合会等で個人事業主以外のものを指します。
- （２） 資格要件
 - ① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者に該当しないこと
 - ② 国税または市税の滞納がない者
 - ③ 本市の入札に関して参加停止等の措置を受けていない者
 - ④ 交野市暴力団排除条例及び施行規則に抵触していないこと

2. 募集内容等

- （１） 広告の種類
交野市公用車広告
- （２） 掲載募集車両
40台
※5台1セットとして、1セットごとに掲載事業者を決定します。
※セットを指定することはできません。
※車種、セット等については、別紙「掲載募集車両一覧」を参照のこと
※修理及び車検、法定点検の際には一時的に広告を設置する車両を変更する場合があります。
- （３） 掲載期間
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（日）までの12ヶ月
- （４） 掲載料
1セットあたり198,000円（消費税込み）

3. 広告掲載の条件

(1) 掲載位置

各公用車の左右両側面 1箇所ずつ（1台につき 2箇所）

(2) 掲載規格

広告のサイズ	縦 30 c m、横 40cm 以内 厚み 0.5mm 以上、1.0mm 以下 (民間業者の広告であることを明確にするために、縦 5 cm × 横 8 cm 以上で右上に「広告」と表記すること。)
広告の色彩等	広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次のいずれにも該当しないこと。 (1)要綱第 3 条第 3 項に規定するもの (2)基準第 5 条の各号に規定するもの
広告の掲載方法	(1)脱着可能なマグネットシートを貼り付ける方法によるものとする。 (2)マグネットシートは、広告期間中における車体からの剥離または広告撤去の際に車体の塗装、車体装飾に損傷を生じさせないものとする (3)広告物の作成費用、車両への広告掲載貼付および撤去費用等については広告主の負担とする。

※行先等により、職務上適当でないと本市が判断したときは、一時的に広告を取り外す場合があります。

4. 申込方法等

(1) 受付期間

令和 6 年 2 月 1 日（木）から令和 6 年 2 月 2 9 日（木）まで

※（土・日曜日・祝日は除く）

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時 3 0 分まで

(3) 提出場所及び方法

大阪府交野市私部 1 丁目 1 番 1 号

本庁 2 階財産管理室に持参若しくは郵送にて提出

※郵送については、当日着有効です。

※申込みに係る費用については、申込者の負担とします。

(4) 提出書類

- ① 交野市公用車広告掲載申込書 (様式第1号)
- ② 誓約書 (様式第2号または様式第3号)
- ③ 応募者の事業概要が分かる書類 (パンフレット等)
- ④ 納税証明書 (直近の完納証明書)
市内業者: 交野市税の完納 (未納税金がない) を証明する書類
市外業者: 個人 国税の納税証明書その3の2
法人 国税の納税証明書その3の3
- ⑤ 住民票または登記事項証明書
個人: 住民票の写し
法人: 履歴事項証明書 (全部) または商業登記簿謄本
団体: 規約、参加企業、店舗等一覧表の写し
※証明書等は、3か月以内に発行されたもの (コピー不可)
- ⑥ 広告素案
※A4サイズに縮小し、カラー作成の上、サイズも記入してください。

5. 広告主の決定等

(1) 広告主の決定

広告主の決定にあたっては、3.(2)掲載規格の基準に合致し、公用車に掲載する内容として適切であると認められたものに限り広告主として決定します。

(2) 抽選等

掲載可能と認められる申込者が募集者数を上回った場合には、抽選により決定します。抽選の日程等については、後日、該当者あてに通知します。

(3) 結果通知

結果については、すべての申込者に書面により通知します。

6. 広告物の修復等

天災その他の不可抗力または第三者による広告物のき損、盗難、滅失等については、市はその責を負いません。この場合においては、広告主は再度広告を作成し、掲載するものとします。ただし、市の責に帰することが明らかな場合はこの限りではありません。

また広告物の経年劣化による損傷等については、広告主の負担により修復するものとします。

7. 広告掲載の取消し

掲載期間中に広告主において1. 応募資格の規程を満たさなくなったときや、広告主の信用失墜行為があったとき等には、市は期間満了を待たず広告掲載を取り消す場合があります。

その場合において、納付済みの掲載料は還付せず、原状回復に必要な費用は広告主が負担するものとします。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

8. 問い合わせ先

〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号

交野市財産管理室

電話：072-892-0121（内線 474、475）

メールアドレス：zaikansitu@city.katano.osaka.jp